

入札参加資格制限措置の概要

1. 対象業者の商号又は名称（代表者名）及び住所

商号又は名称（代表者名）	新明和工業株式会社（代表取締役 五十川 龍之）
	法人番号 7140001082323
住所	兵庫県宝塚市新明和町1-1

2. 措置期間

令和 7 年 4 月 30 日 ～ 令和 7 年 10 月 29 日 （ 6 か月 ）

※建設工事等入札参加資格制限措置要綱第5条の2及び第4条第3項を適用している。

3. 事実概要

当該事業者は、特定エレベーター方式P S 設置工事において、独占禁止法違反があったとして、令和7年3月24日に公正取引委員会より、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。

4. 措置理由

上記のことが、本県建設工事等入札参加資格制限措置要綱別表第2の2（独占禁止法違反行為）に該当するため。

【入札参加資格制限措置要綱別表第2の2】

措 置 要 件	期 間
(独占禁止法違反行為) 2 業務に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1号に違反し、工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。（第3号に掲げる場合を除く。）。	当該認定した日から 12か月以上 24か月以内

問い合わせ先

福島県総務部入札監理課
福島県福島市杉妻町2-16
（電話）024-521-7899